

# 金嬉老事件と〈反共〉

—映画「金の戦争」論—

林 相 珉\*

(e-mail: y3k76@hanmail.net)

---

## 目 次

---

1. はじめに
  2. 反転する女優・李恵淑
  3. コード化される〈愛〉物語
  4. 外交文書と〈反共〉
  5. 国籍書換え問題と〈左翼〉
  6. まとめ
- 

## 1. はじめに

「金嬉老事件」とは1968年2月20日、在日コリアン金嬉老が借金返済のもつれから静岡県清水市において暴力団員2名をライフル銃で射殺、その後寸又峡温泉のふじみ屋旅館に経営者と宿泊客合わせて13名を人質に立て籠り、警察官による在日コリアンへの蔑視発言についての謝罪を要求し、逮捕されるまでの88時間、テレビでの実況中継などマスコミをも巻き込んだ劇場型犯罪とも言われた事件である。逮捕後の金嬉老は、8年間の法廷争いの末、1975年11月4日に最高裁から無期懲役が確定され千葉刑務所に服役し、1999年9月には二度と日本に入国しないことを条件に70歳で仮出所、強制送還という形で韓国に帰国させられることになる。

2010年3月26日に前立腺癌のため亡くなった金嬉老（享年82歳）について、韓国メディアは「幕降れた「金の戦争」・・・差別無き国へ」（「ソウル新聞」2010年3月27日）、「在日僑胞の差別に立ち向かった「金の戦争」終わった」（「中央日報」2010

---

\* 韓南大学校、非常勤講師。日本文学／在日文学・文化研究

年3月27日)、「映画「金の戦争」の实在人物である権嬉老氏別世」「在日僑胞差別に抗議」(「朝鮮日報」2010年3月27日)、「彼はこうして亡くなったけど、「金の戦争」は現在進行形である。日本社会の在日同胞に対する差別は、まだ相変わらず変わらぬままだからである」(「韓国日報」2010年3月27日)など、ほとんどの新聞が1992年2月29日に公開された柳仁村主演の映画「金の戦争」(金永彬監督、韓進興業)を経由しながら同事件を報じている。しかし、注意すべきは映画「金の戦争」は、前年の1991年4月5日に日本のフジテレビから放送されたテレビドラマ「金の戦争」(ビートたけし主演)を強く意識して作られた映画であり、両方とも本田靖春『私戦』(1978年3月、潮出版社)を原作としている。

在日コリアン3世の朴一(現在、大阪市立大学の教授)は、韓国の映画「金の戦争」は「金嬉老事件の背後にある日本の深刻な民族問題を抉りだしながら、そうした差別と何らかの方法で闘わざるをえなかった金嬉老の苦悩を描くことに成功して」おり、「韓国の人々が金嬉老を「在日韓国人差別と闘った英雄」と見なすのは、彼らが金嬉老事件の背後にあるこのような「日本人の嫌韓意識」を嗅ぎ取っているからにはかならない<sup>1)</sup>と語っている。このことから分かるように朴一は金嬉老が亡くなった後の韓国の多くの新聞メディアの報道と同じく、日本と在日、そして日本と韓国に差異の線を走らせ、〈差別／被差別〉という二項対立図式から同事件を捉え解釈している。しかし、同映画にかかわった映画製作陣や俳優は、

事件をテーマにした映画「金の戦争」が昨春、韓国で封切られた。出演者は日本語を使い、韓国語の字幕をつけるという異色の演出。興行的にはいま一つだったが、この年の各種芸術祭で賞を総なめにした。「五輪を開催するほどになった今、韓国人の目でさまざまな歴史を見直す時期にきている」。制作した韓振興業の韓甲振会長(六八)はそう語る。監督には戦後派の若手を起用。金服役囚を英雄視したり、反日感情をあおるようなことは意識的に避けたともいう。金服役囚役を演じた韓国のトップ俳優、柳仁村さん(四二)は「民族や国がどうというより、世界に通じる人権問題として考えたかった」と話す<sup>2)</sup>。

と述べているように、金嬉老事件を「英雄視したり、反日感情をあおるようなことは意識的に避けた」とする製作陣と〈差別／被差別〉を読み取る批評が少し食い違っていることが分かる。

本稿では、まずおなじ原作をもとに作られた日本のテレビドラマ「金の戦争」と映画「金の戦争」を交差させる。しかし、それは単純比較のためだけではなく、二つを交差させることにより、韓国で韓国人が在日コリアンをテーマにして映画を作るというポジションが孕む問

1) 朴一『「在日コリアン」ってなんでんねん?』(2005年11月、講談社プラスアルファ新書、132頁)

2) 「「金嬉老事件」を韓国は忘れない」(「朝日新聞」1993年3月24日)

題を考えるためである。そして2000年から一般公開された同事件に関する韓国の外交文書と、同事件の裁判と同時進行する形で展開されていた国籍書換え問題を經由・分析しながら、映画「金の戦争」をく韓国人>という立ち位置から読み解いてみることを目的とする<sup>3)</sup>。

## 2. 反転する女優・李恵淑

映画とテレビドラマには、共通して出てくる一人の女優がいる。それは韓国の李恵淑である。李恵淑は、日本のテレビドラマでは金嬉老と獄中結婚する「チェムンヒ」（金文字）の役を、韓国の映画ではキャバレー「みんくす」で働き、後から金嬉老の愛人となる日本人の「房子」を演じている。

まず、テレビドラマは、チェムンヒが獄中にある金嬉老と結婚するために、成田空港に降り立つ場面からスタートする。チェムンヒは韓国で知った同事件に強いショックを受け、「日本で生まれ育った金嬉老が背負ってきた大きな悲しみと痛み」を慰めるために「何かしなけ

### 3) 同事件の関連年譜

1968年2月20日午後8時	静岡県清水市のキャバレー「みんくす」で暴力団稲川組準幹部・曾我幸夫と大森靖司をライフル銃で射殺。
午後11時	同県寸又峡温泉「ふじみ屋」旅館（望月和幸経営）に立て籠り、13人を人質にする。
1968年2月21日午前0時	「ライフルのタマ1200発とダイナマイトを持っているからさわぐな」と清水署へ電話。
午後11時	朝鮮人侮辱発言をした小泉勇刑事、NHKテレビ放送を通じて「私の扱った事件で迷惑をかけて申し訳ない。どうか関係のない人に迷惑をかけないで下さい」と謝罪。金嬉老は侮辱の発言について一切触れてないとして納得しない。
1968年2月22日午前9時 正午	望月さんの妻・英子さんと3人の子供を釈放。人質9人となる。 人質釈放の条件として、①射殺した暴力団の悪事を公表すること。②小泉刑事がテレビではっきり謝ること、の2項目を出し、23日正午までに回答を要求。
1968年2月23日午前11時 午後6時	金嬉老の提示した2条件に警察側回答。李裕天韓国居留民団団長らが説得。 人質9人のうち3人を釈放。人質6人となる。夜に入り、作家の金達寿らが説得（いわゆる「文化人グループ」）。
1968年2月24日午後3時	人質6人のうち1人を釈放しようと旅館の玄関を出たところを、記者に扮していた刑事10人にはがいじめにされたまま逮捕。
1972年6月17日	死刑求刑に対し静岡地裁は無期懲役の判決を下す。検察側と弁護側ともに控訴。
1975年11月4日	最高裁が上告棄却し無期懲役を確定。ほぼ8年間の裁判闘争終結。

ればいけない」と思うようになり、獄中結婚を決心することとなる。ドラマの中のチェムンヒは単なる獄中結婚の相手だけでなくナレーターも兼ねていて、彼女の現在の視点によって事件の発端と経緯が回想される仕組みになっている。しかし、注意していいのは、チェムンヒすなわち金文子が金嬉老と獄中結婚したのは1971年10月5日であり、その当時はまだ海外旅行が自由化されていない時期だったということである（韓国の海外旅行自由化は1989年1月1日）。彼女自身、当時の雑誌インタビューの中で「もし、私の日本入国が許されなければ、そして彼が獄中から釈放されなければ、私は死ぬまで彼をまちつづけます」<sup>4)</sup>と、一般人の入国それ自体が本人の意思だけでは決定しないことを物語っている。しかし、金文子は不思議にも無事に日本に入国することとなる。事件当時の外交文書には、獄中結婚をめぐる金文子の来日の経緯について、韓国の外務省と日本領事官との間で次のようなやり取りが交されていたことが記されている。

金被告は日本人妻と離婚した後、数カ所から結婚の話が持ち込まれていて、その中でも韓国の趙重泰氏が仲介中の金文子（金文子、慶北ギソン出身。32歳で現在ソウルの南山旅館で働いていると言う）という女性について、金被告自身及び金被告の母親がもっとも好感を抱き、一旦写真の見合いで結婚を決めたそうであり、婚姻問題に関しては現在、総連系から■■■にいる某女性をしつこく斡旋されている関係で出来るならいち早く金文子との結婚を早期決着付けたいとのこと。一方、金被告は金女性が結婚目的で渡日するに当たって必要な手続きを民団静岡県の本部団長である趙濬衍氏にも頼んでいるが、大韓民国政府の格別な便宜を提供して下さいとのこと<sup>5)</sup>。

上の外交文書で注意すべきは、下線である。下線は論者によるものではなく、公開された原文のままであり、当時の政府がどこに力点を起しながら同事件に注目していたのかの痕跡が下線を通して現れていると言える。そういう視点からもう一度下線のところに注目してみると、当時の韓国政府は同事件を単なる<日本／在日>の問題だけでなく、離婚した金嬉老を包摂しようと「しつこく」働きかける「総連」に敏感に反応し牽制しようとしたこと、すなわち同事件を<民団／総連>の図式からも捉えていたことが分かるのである。

しかしながら、日本のテレビドラマはチェムンヒ（金文子）を通して前景化するこうした民団と総連の軋轢問題を映像の中に取り込むことなく、うまく回避させている。たとえば、チェ

4) 金文子「金嬉老と獄中結婚した私」（「婦人公論」1972年5月、151頁）。金文子は金嬉老との獄中結婚に至るまでの経緯について、「一九六九年の冬」、ソウルの南大門地下道における「百万人署名運動」に強くゆきぶられ参加し、「一九七一年二月中旬頃」に金嬉老救出運動推進会の趙重泰と丁俊瑞に「長く苦しい民族闘争をつづけるには、同じ民族の血をかけた同伴者としての妻が必要だ」と勧められ結婚を決心したと語っている。ちなみに金文子は、金嬉老から「韓国人の女性を妻にむかえれば、闘争の末、倒れても悔いはない」という言葉をも伝え聞いたと言う。

5) 『在日国民 金嬉老事件、1971』（受信：長官 発信：駐横浜領事官、1971年3月19日、番号：725-206）。本文中の■■■は判別不能な文字である。

ムンヒは獄中の金嬉老に会う前に、「二人の日本人を殺した場所を見ておきたい」と言いながら事件現場へと向かう場面がある。その時、カメラのフォーカスはチェムンヒがスクラップした以下の事件当時の新聞記事をクローズアップする。

テレビ局側も、悩み抜いたフシがある。金がかかげた民族問題を、どこまで正面からとりあげるか。金がテレビを常にながめ、内容によってはすぐ反応をみせるだけに、きわめて微妙なものがあった。たとえばNHKの「スタジオ102」が、韓国居留民団代表を出演させたい、金は「代表が朝鮮人差別問題にふれなかった」と興奮し、ライフル銃を乱射した。

(中略) こんどの「ライフル男」は「テレビ時代」のおそろしさを、あらためて感じさせた事件だった<sup>6)</sup>。

上記の記事の見出しは「88時間の対決〈中〉」である。この新聞記事の見出しがクローズアップされる理由は、同事件を分かりやすく観客に伝えることが出来ると考えたからであろう。しかし、同記事には「民族問題」を訴える金嬉老の姿だけでなく、ふじみ屋旅館に籠城している金嬉老を説得に来た韓国居留民団団長である李裕天との摩擦や対立関係も書かれていた。上の記事だけではなく、「李裕天氏が出演しているのを見ているうちに「きのう涙を流しておれを説得してくれたのに、ちょっと言うことが違っている。最も信頼している人に裏切られた」と涙を流して口惜しがり、次第に興奮、周囲の言うことに耳をかそうとしなくなった」(「警察、忍耐の勝利」「毎日新聞」1968年2月24日、夕)、「在日朝鮮人団体も、差別をなくすること、ライフル事件とは、何の関係もないと言明している。犯人はじぶんの悪業を正当化するために民族意識を持ち出したにすぎない。サミュエル・ジョンソンによれば「ならず者の最後のよりどころは愛国心である」(社説「ライフル魔事件の終末」「読売新聞」1968年2月25日)と当時の新聞は金嬉老と民団の摩擦や対立、そしてすれ違いを一斉に報道していたことが確認できる。しかも、テレビドラマの原作ともなっている『私戦』にも、二人の対立は次のように書かれている。

いうことはモグモグしちゃって、的を射た、直接私と話をしていたこと、自分の方から民族問題としてとりあげるといいながら、そんなことは何もいわないのです。(中略) そんなテレビなら、何で出るんだ。売名行為じゃないか、と私はいったのです。そうしたら、あとになって、民団本部長に対してそういう口をきいた、無礼だ、援助しない、といったというから、援助も何もいらない、といったといういきさつがあったのです> (最終陳述から) <sup>7)</sup>

6) 「88時間の対決〈中〉」(「朝日新聞」1968年2月26日)

7) 本田靖春『私戦』(1978年3月、潮出版社、309～310頁)

原作では、裁判における金嬉老の「最終陳述」をそのまま引用するかたちで金嬉老と李裕天との対立関係を描いている。しかし、テレビドラマでは、李裕天民団団長による説得の場面は映像からカットされていて、「日本中の目と耳が金嬉老、あなたの戦いに向けられるようになりました。テレビや新聞に出るあなたの声に、大勢の人が動き始めたのです。日本の文化人という人たちもやってきました。大学教授、作家、評論家、弁護士、みんな名のある人たちです。同じ在日朝鮮人の人も来ました。説得に、です」とだけチェムンヒのナレーションを通して語られている。つまり、日本のテレビドラマ「金の戦争」では、原作にはあった金嬉老と民団との対立関係を映像から削除することによって、結果的に事件そのものを<日本/在日><差別/被差別>という二項対立的関係に固定化してしまったと言えるのである。

### 3. コード化される<愛>物語

日本のテレビドラマにおいてチェムンヒを演じていた李恵淑は、韓国の映画「金の戦争」では事件が起きたキャバレー「みんくす」で働くホステス「房子」を演じている。しかし注意すべきは事件当時、房子が働いていたのは「みんくす」ではなく「クラウン」だったのである。金嬉老の手記によると「たまたま、足を向けた『クラウン』というキャバレーで私は房子という女性と知り合いました。彼女は東北弁丸出しで、お客からからかわれるようなホステスでした。聞けば、青森の農村の出とのことでした。そんな調子だからお客の指名もまったく取れていませんでした」<sup>8)</sup>と書いてあるように、房子が働いていた店は「クラウン」だったのである。さらに映画において李恵淑の演じる房子は美人で歌も上手な売れっ子として映像化されている。映画の中で柳仁村の演じる金嬉老が「みんくす」の房子に惚れてしまうきっかけは、華やかな姿でみんなの視線を集めながらステージで歌う次の歌を聞いてからである。

- ①生きてるかぎりはどこまでも 探しつづける恋ねぐら 傷つきよごれたわたしでも 骨まで骨まで骨まで愛してほしいのよ
- ②やさしい言葉にまどわされ このひとだけはと信じてる 女をなぜに泣かすのよ 骨まで骨まで骨まで愛してほしいのよ
- ③なんにもいらぬ欲しくない あなたがあればしあわせよ わたしの願いはただひとつ 骨まで骨まで骨まで愛してほしいのよ

この歌は1966年にリリースされ、140万を売り上げ大ヒット曲となった城卓矢の「骨まで愛して」である（但し、シナリオには房子がどういう歌を歌ったかは書いてない）。またこの歌は「みんくす」で房子を庇うために曾我一派と大喧嘩をした金嬉老を家に連れて帰って看

8) 金嬉老『われ生きたり』（1999年12月、新潮社、69頁）

病している時に、「俺だけいるここで俺一人のために君の歌が聞きたい」と言われ房子が歌う曲でもある。

注意すべきは、まさしく房子の歌う歌のタイトルの如く、映画は二人が「骨まで愛し」合う物語へと設定がすり替えられていることである。そもそも暴力団の曾我と房子は直接的な接点がない。しかし映画の中では、房子は青森から曾我の経営する「みんくす」に「18万円」で売られて来たという設定になっている。そして金嬉老に殺される曾我は、「俺は事業には冷静だが、お前のことだけはそろばんはじくみたいにできないんだ」、「お前のことであいつに手を出したくねえんだ。分かるか」<sup>9)</sup>と語っているように、曾我が金嬉老をいじめるきっかけは借金のもつれからではなく、普段曾我の可愛がる房子を金嬉老にとられたからに他ならない。つまり、借金返済のもつれから起きた射殺事件は、「みんくす」に「18万円」で売られて来た房子を、金嬉老が暴力団の曾我から引き抜くための<愛>物語へと設定が変わったのである。

ここで大事なのは、曾我を対立項としながら金嬉老と房子の関係が<愛>物語へとコード化してしまえば、下手すると裁判過程において弁護士側が受刑減量のために主張していた問題を無効化する危険性があるということだ。

これまでの公判で弁護側は訴訟事実をほぼ認めながらも①被告は大森さんに対し殺意はなかった②旅館にいた客ら十三人は自由に出入りできる状態にあり、監禁ではない、などと主張、検察側と鋭く対立していた。(中略)さらには昨年末、被告が韓国在住の韓国入女性と獄中結婚するなど、法廷内外で事件や話題が絶えなかった<sup>10)</sup>。

当時の裁判過程において弁護士側と検察側がもっとも対立していた問題は二つほどある。ひとつは曾我と一緒に殺した暴力団員の「大森」に対しては殺意がなかったということ。そしてもうひとつは旅館にいた人質たちは自由に行動できたのだから、監禁罪は成立しないということである。映画では、①に対して「一人(大森)は殺すつもりじゃなかったけど」と裁判における弁護士側の反論に即した描き方をしている。しかし、映画そのものがすでに<愛>物語に変更され前景化されているため、曾我の率いる暴力団員に散々いじめられた末の犯行に対して「大森」は「殺すつもりじゃなかった」というセリフは当時の裁判記録をなぞってはいるものの、ストーリーのうえでは不自然な設定になっている。それだけではなく、金嬉老と房子に直接に手を出してくるのは曾我ではなく大森であり、大森は「どじょうヒゲ」をしていて、韓国では悪役の日本人としてステレオタイプ化された人物として造形されている点からも、映像そのものが弁護士側の文脈を裏切っていると言えるだろう。

そして、②の人質監禁罪において焦点となっていた問題は、銃口の位置である。岩成

9) シナリオ『金の戦争』(2005年11月、CommunicationBooks、34~35頁)

10) 「金嬉老に死刑求刑―検察側「民族差別」ふれず」(「朝日新聞」1972年2月16日、夕)

重義検察官は「(被告人は)計一三名に対して、ライフル銃及びダイナマイト等を示し、「静かにしろ、一人でも逃げると連帯責任だから生命の保証はない、一人逃げれば一人殺す」などと申し向け、同人らの生命、身体に危害を加えかねまじき氣勢を示して脅迫<sup>11)</sup>と金嬉老が人質にライフル銃とダイナマイトを向けながら脅かしたとして人質監禁罪を追加すべきだと主張する。しかし、金嬉老は事件当時について、

その入るときも私は、表で「今晚は、今晚は」という声を三、四回かけております。(中略)私は、そのときの状態というものは、検察官の起訴状にあるように、片手にダイナマイト、片手にライフル銃、私はそんな器用なことではできません。そのときは、ダイナマイトは車の中に全部おいてありました。ライフル銃だけを、銃口を下に向け、右手に下げて、それも相手にあまり目立たないように私は下げております。そして相手に声をかけたとき、非常に私としては、ていねいすぎるほどていねいな言葉を使ったつもりです<sup>12)</sup>。

と人質を脅かしたことも「銃口」を向けたこともないと陳述している<sup>13)</sup>。しかし映画の中では、ふじみ屋旅館に入った金嬉老は人質に「銃口」を向けているし、初めて記者たちを部屋に迎え入れる時と途中の記者会見でも「朝鮮人」という言葉に激情して記者たちに「銃口」を突きつけている(ちなみに日本のテレビドラマでは人質や記者に対して「銃口」を突きつける描写は一度もない)。すなわち、映画では裁判過程において検察と弁護士側がもともと対立していた上記の①と②の問題を無造作に描くことによって、人質との信頼関係を描いている場面が多々あるにもかかわらず、人質監禁罪を認めざるを得ない作りになっているのである。

#### 4. 外交文書と＜反共＞

映画の中では、ふじみ屋旅館に立てこもった金嬉老を説得しに二人の在日コリアンが訪ねて来る。一人は静岡民団幹部の「趙濞衍」、もう一人は金嬉老の友達で後から日本に帰化する「チェサンス」(日本名は金本茂)である。しかし、事件当時、趙濞衍という人は金嬉老も書いているように「同胞の金融業者」<sup>14)</sup>であり、同時代のメディアにも「静

11) 岩成重義「検察官の起訴状」(『金嬉老の法廷陳述』1970年1月、三一書房、225頁)

12) 金嬉老の意見陳述「寸又映の八八時間」(『金嬉老の法廷陳述』1970年1月、三一書房、107頁)

13) 事件後、「人質」と呼ばれた宿泊者を訪ね聞き取り調査をした山本リエは、事件当時、「人質は監禁され、恐怖におののいている」というマスコミの報道は事実ではなく、宿泊者「B」からは「彼は一度も銃を突きつけたわけではないからね。・・・大体、人間というものは、その人に当って、その人を見て、その人の動作やその人のいうことをきけば、わかるもんだ。ウソをいっているか、ほんとうのことをいっているか、いいかげんのことをいっているかがね。あの時、死を覚悟してものを言っている人間を肌で感じたものね」という証言を紹介している。(『金嬉老とオモニ』1982年11月、創樹社、44～45頁)

14) 金嬉老『われ生きたり』(前同、115頁)



岡市新川二丁目豊商事趙濞衍さん（四四）」<sup>15)</sup>とだけ紹介されている。しかし、映画では事件前、小泉刑事の侮辱発言に憤激している金嬉老に対して「我慢しろ。民団の方で小泉に言ってやるから」と趙濞衍は民団の幹部として設定が変更され、曾我との一戦を前にして「母を頼む」（金嬉老のセリフ）のも趙濞衍であり、曾我との借金返済の時にも「趙さんに会って相談してみるのはどうだい」（お母さんのセリフ）と金嬉老一家を支えてくれる人物として設定されている。しかし、趙濞衍が「在日韓国居留民団静岡地方本部の団長」をつとめることになるのは事件後である（『私戦』前同、155頁）。すなわち、同時代に金嬉老事件をリアルタイムで接した人なら、「民団」と「説得」というキーワードから思い浮かべる人は趙濞衍ではなく、民団本部長の「李裕天」に他ならず、映画では当時の金嬉老と民団（李裕天）の対立をぼかしつつ、頼もしい民団像を作り上げているのである。しかし、次の記事を読めば、当時の民団が金嬉老事件をどういうふうに捉えていたのかがはっきりと見えてくる。

東京・春日町の民団本部で、留守居役の金宣伝局長は、この団長をふくめた在日韓国人の気持ちを、こう語る。「本当に申し訳ない気持ちでいっぱいです。民団の組織に属してはいなかったが、（中略）もちろん、正直な話、犯人の言い訳もわからないわけではない。しかしとくに日韓関係正常化後、日本の政府も友好関係に神経を使ってくれている。私の方でも、日韓親善運動をさらに盛り上げようとし、“善良な外国人”として、エリを正して生きようと話し合っている。もし差別があったとしても、ダイナマイトを振り回し、あんな形で訴えるべきものではありません。これで韓国人はみんなあんな乱暴者だなんて観念でも持たれたら、一步一步築いてきた親善ムードも水のアワだ。韓国の新聞もこの事件を扱ってはいるが、まったくのヤクザの事件とみている。なかには、日韓関係にクサビを打ちこむための、左翼ゲリラじゃないかという人もあるほどなんです」<sup>16)</sup>。

民団の関係者によると、韓国では同事件を単純な「ヤクザの事件」と見ていて、さらには日韓関係を妨害しようとする「左翼ゲリラ」と考える人までいると伝えている。しかし、当時の新聞メディアに注目すれば、事件後、韓国では「金嬉老救出署名運動委員会」が作られたり、金嬉老の獄中手記『君は君、ボクはボク』が出版されるなど、同事件を民族問題として捉えていたことが確認できる<sup>17)</sup>。勿論、問題は金嬉老を「左翼ゲリラ」として韓国人は見えていなかったということではなく、民団関係者が事実を歪曲してまで果たして何を

15) 「人質また三人帰す」（「朝日新聞」1968年2月24日）

16) 「“民族差別”と別問題—ライフル魔 気づかう民団、総連」（「読売新聞」1968年2月24日、夕）

17) 「広がる各種の運動—韓国では`救出`の署名も」（「朝日新聞」1969年2月21日）。韓国で出版された獄中手記『君は君、ボクはボク』には、日本では『朝鮮詩集』で有名な詩人の金素雲が「こらえ切れぬ感情の激発をせめる前に、日本の政治、社会倫理、正義と人道主義を掲げた日本の良心はどこで昼寝をしているのか」という序文を寄せている。

語ろうとしていたのかである。そこで気になるのは、民団関係者が何回も口にする「日韓関係正常化」「日韓親善」「友好関係」「親善ムード」などの言葉である。つまり、これらの言葉から分かるとおり、民団側にとっては同事件を在日コリアン問題としてではなく、日韓関係の妨害物であるかないかを中心に把握していたのである。そして、「左翼ゲリラ」という言葉に注目しつつ、次の外交文書に目を転じれば、外見的には同裁判に介入しないとしながらも巧妙に介入している韓国政府の在り方が見えてくる。

1) 今まで当館で措置したところによれば、「金嬉老公判対策委員会」は日本人が発起人となり、日本人弁護団の後援を目的に結成された集団であり、主旨は思想を超越して金嬉老の救出活動をするためのものである。しかし、同「対策委員会」の構成要素から見ると左翼系列になっており、同後援をうけている日本人の弁護団自体も共産党、左翼系列で構成されている。

2) 上記の事実を踏まえて「金嬉老救出署名運動推進委員会」が「金嬉老公判対策委員会」と直結することになれば、好ましくない結果をもたらす恐れがあることから、必要ならば上記の民団側の弁護人と相互連絡を取らせたほうが良いと思われる。

3) 従って、この度の権愛羅などの渡日の必要性はないと思われる<sup>18)</sup>。

1) 金被告は事件発生直後、多くの韓国人（総連を含めて）が自分を庇い、弁護及び様々な親切を施してくれたものの、当時は自分自身が誰の助けをもらうべきかについて正しく判断することが出来なかった。しかし、本人は相変わらず韓民族の一人であり誇りを自覚しており、現在は総連の親切が韓日両国間の友好関係を阻害していることを正確に自覚している。従って、現在金達寿らが弁護人団に加入しているが、彼の発言がこれから日韓両国間の友好増進面の妨害になる場合は、彼を弁護人団から除名するように要求する<sup>19)</sup>。

上の外交文書の下線はどちらも原文のままである。ひとつ目の外交文書は金文子の獄中結婚を斡旋した韓国の「金嬉老救出署名運動推進委員会」が、金嬉老公判に参加するための訪日を求める嘆願に対する駐日大使の返信である。韓国政府は日本の「金嬉老公判対策委員会」を「左翼」として捉えていて、日本人の弁護人団も「共産党、左翼」と見なしている。だから韓国の推進委員会と日本の対策委員会と直結すれば、「好ましくない結果をもたらす恐れ」があるとして訪日を差し止める。そして、ふたつ目の外交文書は、裁判中の金嬉老と面会した横浜領事官の報告である。横浜領事官によれば、金嬉老は「総連」は「韓日両国間の友好関係を阻害」していることを正確に把握してい

18) 『在日僑民 金嬉老事件、1970』(受信：長官 発信：駐日大使、1970年3月17日、番号：JAW-03208)

19) 『在日国民 金嬉老事件、1971』(受信：長官 発信：駐横浜領事官、1971年3月19日、番号：725-206)

て、日本の対策委員会の弁護人をつとめている総連系の作家・金達寿が「日韓両国間の友好増進面からして妨害」になる場合はいつでも除名すると伝えている。

金嬉老事件に関する韓国政府の立場は、「日本政府は同事件が明白な殺人事件だから、国内法の手続きに従って裁判に回附しており、我が政府としては同事件が一旦日本国内問題で正式裁判に掲留中なので公式的に関与していない」<sup>20)</sup>とあるように、政府の立場から金嬉老裁判そのものに直接介入した痕跡はない。しかし、総連を牽制するために獄中結婚の相手である金文子の訪日を許可したこと。そして、日本の「金嬉老公判対策委員会」を「左翼系列」と見なし、韓国の「金嬉老救出署名推進委員会」の渡日をストップさせたこと（後日、「個人資格」で許可）。作家の金達寿を総連の警戒人物として見なすだけでなく、在日コリアンを民団と総連とにくっきりと線引きし、韓日両国の「友好増進」に妨げとなる要素を事前に除外しようとしたこと、同裁判に対する韓国政府の立場は在日コリアンの境遇よりは＜反共＞＜反左翼＞を優先する立場だったのである。

## 5. 国籍書換え問題と＜左翼＞

金嬉老事件を前にして韓国政府が何故ここまで＜左翼＞に敏感に反応していたのかを考える時、外交文書にさりげなくスクラップされている次の東亜日報の記事は金嬉老事件そのものが他のどういう文脈と繋がっていたかを示唆する手がかりとなる。

【光州】趙重泰氏（光州市ケリム洞一区五〇五）は、日本「静岡」刑務所に収監中の在日僑胞の金嬉老氏が彼の日本人妻「ちくばふさこ」（筑場房子）婦人（21）が日本国籍を捨て韓国籍へ変更するように申請したところ、日本法務省が朝鮮籍として許可したという書信を先月28日に送ってきたことを2日あきらかにした。この手紙によると、金氏と金氏家族そして「静岡」居留民団支部長の趙滌衍氏などは、このような措置を「掛川」市役所に強く抗議する一方、日本全国で繰り広げられているこうした事態を訂正するよう、駐日韓国大使館にも要請したと言う<sup>21)</sup>。

同記事は、金嬉老の日本人妻・筑場房子が結婚とともに日本国籍を捨て「韓国籍」を申請したところ、日本政府は意外にも「朝鮮籍」として許可したことを伝えている。同事件に関する駐日大使の報告によれば、「法務省は大韓民国の国籍取得に伴う日本国籍の離脱者からとて韓国の旅券あるいは国民登録証の提示がない場合は、従来の慣習上「朝鮮」表記を使用」しており、しかしながらこの場合の「朝鮮」は「いわゆる北朝鮮の

20) 「在日僑胞金嬉老事件（答弁資料）」（『在日僑民 金嬉老事件、1970』フィルム番号：1688）

21) 「『朝鮮籍』申請 金嬉老氏婦人」（『東亜日報』1970年12月3日、『在日僑民 金嬉老事件、1970』所収、フィルム番号：1706）

国籍」を意味するものではなく「あくまでも地域を意味するもの」であり、だから「外国人登録上の国籍欄の表記の訂正に関しては、いつでも韓国の国民登録証を提示して異議訂正を申し出れば、これを訂正する用意が出来ている」<sup>22)</sup>とのことである。

注意しているのは、なぜ日本の法務省はここまでややこしい手続きをとりながら対応せざるを得なかったのかである。実はここにこそ、なぜ韓国政府が日本の〈左翼〉にアレルギー反応を起こさざるを得なかったかの理由がある。それは金嬉老裁判が真っ只中の1970年、国籍書換え問題をめぐって社会党や共産党などのいわゆる〈左翼〉市長と対立関係にあったからである。国籍書換え問題とは、

六〇万在日朝鮮人の国籍問題は、七〇年の政治状況を深い部分から規定していた。日韓両政府および居留民団は、日韓法的地位協定にもとづく永住権申請（「韓国籍」取得を条件にして）を強引におすす、七一年一月の申請期限切れ近くには、買収や脅迫に近い手段をもって韓国籍の増大をはかった。在日朝鮮人総連合会（総連）と日本の革新勢力は、これに対して「祖国を選ぶ自由」の侵害に抗議し、不当に韓国籍を強要された者の朝鮮籍への書換え申請およびその支援の運動を展開した<sup>23)</sup>。

とあるように、日本と韓国は1965年の日韓国交正常化の際、日韓法的地位協定を締結しており、外国人登録証明書の国籍欄に「韓国」（「朝鮮籍」から「韓国籍」へと変更）と記載し永住権申請をした在日コリアンに限っては、麻薬犯罪や内乱に関する罪など重大な犯罪を犯さない限り退去強制の対象とならないなど、他の在留外国人に比べ優遇措置が適用されることになる<sup>24)</sup>。しかし、永住権申請の期限が金嬉老裁判の真っ只中である1971年1月16日までであるにもかかわらず、その申請者が在日コリアン約60万人の半数にも達しないことから、韓国政府は日本政府にその申請促進への協力を求めることになる。これに対して当時の愛知外相は「外務、法務の両省に自治省を加えて協力促進の

22) 『在日僑民 金嬉老事件、1970』(受信：外務部長官 発信：駐日大使、1970年12月17日、番号：JAW-12232)

23) 津村喬「田川市一〈在日〉の基本構造・序説」（『現代の眼』1971年4月、108頁）

24) 「在日韓国人の法的地位協定」（『日本外交主要文書・年表（2）』1965年6月、外務省条約局、596～598頁）。刑事法関係だけでなく、韓国籍の永住権申請者は次のような優遇措置が適用されることになる。

「第四条 日本国政府は、次に掲げる事項について、妥当な考慮を払うものとする。(a) 第一条の規定に従い日本で永住することを許可されている大韓民国国民に対する日本国における教育、生活保護及び国民健康保険に関する事項。(b) 第一条の規定に従い日本で永住することを許可されている大韓民国国民（同条の規定に従い永住許可の申請をする資格を有している者を含む。）が日本国で永住する意思を放棄して大韓民国に帰国する場合における財産の携行及び資金の大韓民国への送金に関する事項」。1965年の法的地位協定では協定永住の許可がその子の世代までに限られ、孫以降の世代に関する協定の不備の解消のため、さらには、類似の境遇にありながら制度面で差が生じていたいわゆる朝鮮籍、台湾籍の永住者等の処遇の改善を含めた抜本的な永住制度を構築するため、1991年11月1日に対象を韓国籍者に限定しない「特別永住者」制度が施行されることになる。協定永住及びそれら類似の永住者の在留の資格は法令の一斉適用によりこの「特別永住者」に一本化され、協定永住の制度はその役割を終えたのである。

態勢を固める」として協力を約束し、様々な方法で「韓国籍」へ書換えるように圧力を加える。特に日本政府としては、一旦「韓国籍」になった在日コリアンが「朝鮮籍」への書換えを申請しても、それを受け付けなかったり仮に受け付けても申請を認めない方針を取ってきたのである<sup>25)</sup>。

しかし、1970年8月13日に福岡県田川市の社会党出身の坂田九十百市長が、在日コリアンの外国人登録の国籍欄の記載を申請により「韓国」から「朝鮮」に書換えることを認めてしまう。もともと国籍の書換えは、市町村長への国からの機関委任事務であり、法務省は1963年の通達で「朝鮮から韓国への書換え申請は、市町村かぎりでただちに行なってもさしつかえない」「韓国から朝鮮への書換えは原則として認められない」「特別の事情があるときは、県を經由して法務省へ経伺するよう」との三原則を示していた。しかし、坂田市長は「おうかがい」（「経伺方式」）の手続きをとらず、市長判断でしかも「朝鮮」への書換えを強行したのである（「田川方式」<sup>26)</sup>。これを機に全国で18区77市17町が同様の態度をとるなど、多くの地方自治体が国籍書換えに応じることになり、たちまちこの問題は法務省と地方自治体の対立へと展開することになる。憲法22条の「国籍離脱の自由」、世界人権宣言15条の「国籍選択の自由」までからめ、戦後初めて在日コリアンの法的地位問題がトータルに問い直される場として注目されたものの、対立からほぼ半年後の1971年1月29日、坂田市長と法務省との間に①「経伺方式」でも問題のない10人については法務省が自主書換えを追認する。②韓国旅券の発給を受けている李判福さん一家四人は「韓国」へ再訂正して経伺、法務省で検討する。③職務執行命令は撤回する、などを条件に和解が成立することになる。

国籍書換え問題に対する韓国政府の理解は、「1）永住権申請促進への対抗策として総連が今年の春から推進したもの。2）約四万人の総連系僑胞が永住権申請のため駐日大使館の確認を得て「韓国」籍に変更したことが直接的な動機である」と把握しているとおり、国籍書換えを「革新市長及び社会党をはじめとする左翼系政党の社会団体などの協力を得て永住権申請の妨害」をした問題として捉えていた<sup>27)</sup>。つまり、当時の韓国

25) 宮崎繁樹「在日朝鮮人の国籍登録変更―「韓国」籍から「朝鮮」籍書換えをめぐる―」（『法律時報』1971年1月、57頁）

26) 「朝鮮人国籍―「田川方式」の決着」（『世界』1971年4月、119頁）。同記事は在日コリアンの法的地位問題を軸にして戦後の日本史を四期に区分している。「法的には日本国籍をもちながら外国人とされていた外国人登録令時代の第一期、一九五〇年のサンフランシスコ条約、外国人登録法によって日本国籍を失ってから第二期、一九六五年に日韓条約と法的地位協定によって韓国側にだけその地位を約束した第三期を経過、協定による永住権申請の期限が切れたこの一月十六日から、法的地位の「分裂」が膠着させられた第四期に入った。その「国籍」の取扱いも、この時代区分を追って変遷する。が、根底にある思想は、GHQの占領政策の踏襲と朝鮮半島分裂化への荷担だといえる。

27) 「総連が推進している在日僑胞の国籍を「朝鮮」に変更する問題」（『在日僑民の外国人登録国籍欄の変更問題、1970』フィルム番号：262）

政府が〈左翼〉に敏感だった理由は、単に時代が時代だったからだけではなく、国籍書換え問題を永住権申請促進に対抗して総連主導下の〈左翼系政党〉が起こした妨害として把握していたからであり、だからこそ同時期に金嬉老裁判にかかわった日本の金嬉老公判対策委員会の法廷闘争の具体的な内容や意味も省みず、ただ〈左翼〉という名によって引くくめ警戒／牽制していたのである。

## 6. まとめ

韓国政府は何故、金嬉老事件に際して在日コリアンより〈総連〉や〈左翼〉に敏感に反応したのだろうか。こういう疑問に対して、1970年前後の韓国という国そのものが〈反共〉だったから仕方ないという説明もあり得る。しかし、こういう説明の仕方には二つの点において注意する必要がある。ひとつは〈反共〉という言葉的前提にして金嬉老事件を理解してしまう時、同事件と韓国政府との具体的な関係性が見えなくなり、結果的に映画「金の戦争」と韓国人の関係が一面的な捉え方に陥りかねない。そしてもうひとつは、あの当時は時代が時代だったからねという文脈で語られる〈反共〉という言葉は、当時の国家だけを批判する言葉としてスライドしていくことにより、逆説的にも普通の韓国人と〈反共〉とは全く関係ないという免罪符とも言える意識を植え付けていくことになるのである。大事なものは、大きな物語としての〈反共〉という言葉から過去を振り返り短絡的に良し悪しを判定することではなく、当時の視点から同事件がどういう文脈と衝突／交渉／包摂されていくかを正確に描き出すことである。

映画「金の戦争」は、事件そのものよりも「金嬉老が裁判で問題にした犯行に至るまでの歴史的背景の追求に焦点があてられている」（朴一）と評価される映画である。しかし、そのために殺人そのものを曾我から房子を引き抜くための〈愛〉物語へと文脈を練り直すことにより正当化させたこと。そして、民団本部長の李裕天を映像からカットし、普段親密な関係にあった「金融業者」の趙滌衍を民団の幹部へと設定を変更／焦点化することにより、金嬉老と民団との間にあった対立関係を忘却させたのである。現在、映画「金の戦争」を〈韓国人〉という立場から読み解くことの意味は、同事件を〈日本／在日〉〈日本／韓国〉と線引きする二項対立的な思考がいつしか事件当時の〈反共〉〈反左翼〉を反復することになりかねないということ、すなわち当時の韓国政府と現在のわれわれとは共犯関係であるということに自覚することに他ならないだろう。

## 【参考文献】

- (2010.3.27) 「幕降りた「金の戦争」・・・差別無き国へ」 「ソウル新聞」
- (2010.3.27) 「在日僑胞の差別に立ち向かった「金の戦争」終わった」 「中央日報」
- (2010.3.27) 「映画「金の戦争」の实在人物である権嬉老氏別世」 「朝鮮日報」
- (2010.3.27) 「「金の戦争」後もうすでに42年が・・・」 「韓国日報」
- テレビドラマ(1991.4.5) 『金の戦争』小田切正明演出、ビートたけし主演、フジテレビ
- 映画(1992.2.29) 『金の戦争』金永彬監督、柳仁村主演、韓進興業
- 本田靖春(1978) 『私戦』潮出版社
- 朴一(2005) 『「在日コリアン」ってなんでんねん?』講談社プラスアルファ新書、132頁
- (1993.3.24) 「「金嬉老事件」を韓国は忘れない」 「朝日新聞」
- 金文子(1972.5) 「金嬉老と獄中結婚した私」 「婦人公論」、151頁
- (1970) 『在日僑民 金嬉老事件、1970』外交通信部、マイクロ資料
- (1971) 『在日国民 金嬉老事件、1971』外交通信部、マイクロ資料
- (1968.2.26) 「88時間の対決 <中>」 「朝日新聞」
- 金嬉老(1999) 『われ生きたり』新潮社、69頁
- シナリオ(2005) 『金の戦争』CommunicationBooks、34～35頁
- (1972.2.16.夕刊) 「金嬉老に死刑求刑—検察側「民族差別」ふれず」 「朝日新聞」
- 岩成重義(1970) 「検察官の起訴状」 『金嬉老の法廷陳述』三一書房、225頁
- 金嬉老(1970) 「寸又峽の八八時間」 『金嬉老の法廷陳述』三一書房、107頁
- 山本リエ(1982) 『金嬉老とオモニ』創樹社、44～45頁
- (1968.2.24) 「人質また三人帰す」 「朝日新聞」
- (1968.2.24.夕刊) 「“民族差別”と別問題—ライフル魔 気づかう民団、総連」 「読売新聞」
- (1969.2.21) 「広がる各種の運動—韓国では`救出`の署名も」 「朝日新聞」
- (1970.12.3) 「「朝鮮籍」申請 金嬉老氏婦人」 「東亜日報」
- 津村喬(1971.4) 「田川市—<在日>の基本構造・序説」 「現代の眼」、108頁
- 外務省条約局(1965) 「在日韓国人の法的地位協定」 『日本外交主要文書・年表(2)』596～598頁
- 宮崎繁樹(1971.1) 「在日朝鮮人の国籍登録変更—「韓国」籍から「朝鮮」籍書換えをめぐる—」 「法律時報」、57頁
- (1971.4) 「朝鮮人国籍—「田川方式」の決着」 「世界」、119頁

## 要 旨

金嬉老事件は1968年2月20日、在日コリアン金嬉老が借金返済のもつれから静岡県清水市において暴力団員2名をライフル銃で射殺した後、寸又峽温泉のふじみ屋旅館に経営者と宿泊客合わせて13名を人質に立て籠り、射殺した暴力団・曾我の悪行を公表することと小泉刑事による在日コリアンへの蔑視発言についての謝罪を要求した事件である。同事件は彼のストレートな発言故に、差別と被差別という枠組みで理解されやすかった。しかし、1992年に公開された映画「金の戦争」を事件当時の外交文書と裁判の同時期に展開されていた国籍書換え問題とを照らし合わせながら考察してみると、今まで金嬉老裁判に直接介入してなかったかのように思われてきた韓国政府は、総連を牽制するために獄中結婚の相手である金文子の訪日を許可したり、日本の金嬉老公判対策委員会を<左翼>と見なし、韓国の金嬉老救出署名推進委員会の渡日をストップさせたり、ましてや作家の金達寿を総連の警戒人物として見なすだけでなく、在日コリアンを民団と総連とにくっきりと線引きし、韓日両国の「友好増進」の妨げとなる要素を事前に除外しようとした点などから、同裁判に対する韓国政府の立場は在日コリアンの境遇よりは<反共><反左翼>を優先する立場だったことが明らかになった。そして、映画の製作陣は同事件を反日感情をあおるようなものではなく「世界に通用する人権問題」を考えたかったとしながらも、殺人そのものを曾我から房子を引き抜くための「愛」物語へと文脈を練り直すことにより正当化させたり、民団本部長の李裕天を映像からカットし、普段親密な関係にあった「金融業者」の趙滌衍を民団の幹部へと設定を変更・焦点化することにより、金嬉老と民団との間にあった対立関係を忘却させたりするなど、当時の<反共>と在日コリアンとの関係を考える手がかりを映像から削除したのである。映画「金の戦争」を<韓国人>というポジションを意識しつつ批判的に読み解くことは、当時の韓国政府だけでなく、今のわれわれ韓国人の内面に潜む<反共>が在日コリアン理解にどういう作用をしているかについて考えることであり、そういう意味でそれは今日の問題とも言えるのである。

キーワード：金嬉老事件、金の戦争、外交文書、反共、左翼、国籍書換え運動

투 고 : 2011. 8. 31  
1차 심사 : 2011. 9. 10  
2차 심사 : 2011. 10. 1